

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査対象団体の選定

内灘町からの補助金等の交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等の中から抽出選定した。

2 監査の対象

監査実施団体	所管部課	施設名	指定管理料
(公の施設の指定管理者) NPO法人 スポーツクラブ プラッツうちなだ	教育部 生涯学習課	内灘町総合体育館等 (総合体育館、総合グラウンド、 向栗崎体育館、勤労者体育セン ター、武道館、弓道場、鶴ヶ丘 テニスコート)	令和元年度 16,300,000 円 平成30年度 16,300,000 円 平成29年度 16,055,000 円

3 監査の実施日

令和2年2月27日(木)～2月28日(金)

4 監査の場所

内灘町総合体育館内ミーティングルーム

5 監査の方法

所管課及び指定管理者に提出を求めた資料に基づき、運営状況、予算及び決算についての説明資料、その他経営について、次の点に主眼を置いて、書類等の照合、確認、関係者への質問など必要と認められた実施手続きにより監査を行った。

- (1) 条例等関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- (2) 協定等に基づく管理業務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る収支の経理は適切になされているか。
- (4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。

6 監査実施団体の管理概要

NPO法人 スポーツクラブ プラッツうちなだ

- (1) 基本財産 定めなし

(2) 設立目的 地域住民に対して、運動スポーツ活動の振興とその環境の充実に関する事業を行い、会員のみならず全ての地域住民に心身両面にわたって、スポーツがもたらす恩恵を確保し、もって健康に溢れた豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

(3) 設立年月日 平成17年4月17日
(平成20年3月22日、特定非営利活動法人化)

(4) 主な事業 自主事業

- (1) スポーツサークル、スポーツスクールの開催
- (2) スポーツ大会、スポーツイベントの開催
- (3) 各種研修会、講習会の開催
- (4) 健康体力相談、体力測定の実施
- (5) 公共スポーツ施設の管理運営事業
- (6) 各種スポーツ団体の助成
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

受託事業

内灘町及びその他の地方公共団体から委託を受けた公の施設の管理運営

- (1) 施設の運営及び事業に関する業務
- (2) 施設の管理に関する事業
- (3) 管理上、町長又は教育委員会が必要であると認める事業
(指定管理施設)
 - ・総合体育館 ・総合グラウンド ・向栗崎体育館
 - ・勤労者体育センター ・武道館 ・弓道場
 - ・鶴ヶ丘テニスコート

(5) 組織 常 勤：クラブマネージャー兼事務局長1名、事務局次長1名、
非常勤：アシスタントマネージャー1名、管理業務担当3名 計6名

(6) 収支の状況

区 分	総収入額	総支出額	差 引 額	備 考
令和元年度	30,622,844 円	27,856,192 円	2,766,652 円	第3四半期
平成30年度	49,808,813 円	47,288,392 円	2,520,421 円	
平成29年度	47,895,723 円	46,768,126 円	1,127,597 円	

(7) 指定管理期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

※ 内灘町の指定管理者制度は平成18年度に導入されており、プラッツうちなだが指定管理者として管理する施設は、平成19年度は総合体育館、平成20年度は総合体育館と総合グラウンド、平成21年度以降は現況と同じ7施設の指定管理を行っている。

(8) 管理業務の内容

- ・施設の運営及び事業に関する業務
- ・施設の管理に関する事業
- ・管理上、町長又は教育委員会が必要であると認める事業
- ・その他必要業務（自主事業）

7 監査の結果及び意見

NPO法人スポーツクラブプラッツうちなだが指定管理を受託している各施設の管理運営については、指定管理者制度の目的及び施設の設置目的に沿って事務事業を行っており、概ね適正に執行されていると認められた。

当団体の監査にあたっては、健康に溢れた豊かな町づくりのため、地域住民に対する運動スポーツ活動の振興やその環境の充実に関する事業を展開されていることが見受けられた。令和元年度の監査の結果として、特段の指摘事項はないが、今後の当団体の管理運営にあたっては、以下の点について留意されたい。

- ・備品管理に関して、適切な維持保全に努めるとともに、指定管理期間内で定期的に備品台帳と突合確認されたい。
- ・モニタリング資料の報告では、利用状況、トラブル・苦情のほか施設管理状況に関しての記載があるが、加えて改善点等の実績を記載報告願いたい。サービスの向上につながった成果や効果も検証することを望む。
- ・今後ますますの利用者増加とサービスの充実を図るためにも、基本協定書付属の業務仕様書に記載されている意見箱を各施設に設置するなどし、広く積極的に町民の声を聴くよう努められたい。
- ・自主事業の企画・実施は継続して行っていただくとともに、設置目的に沿った、適正かつ効率的な管理運営の継続を望む。